

BTS 言語学院 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、諸外国と我が国との相互理解及び友好の増進を図り、もって日本社会の成長に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、BTS 言語学院という。BTS とは、B=Best (最高の)、T=Teachers (先生たち)、S=Students (生徒たち) の頭文字をとったものである。

(位置)

第3条 本学は、千葉県船橋市市場4-12-13 東和ビルに置く。

(点検及び評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別にこれを定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス	備考
第一部	進学2年コース	2年	30名	2クラス	4月生
	進学1年6か月コース	1年6か月	20名	1クラス	10月生
	小計		50名	3クラス	
	コース名	修業期間	収容定員	クラス	備考
第二部	進学2年コース	2年	30名	2クラス	4月生
	進学1年6か月コース	1年6か月	20名	1クラス	10月生
	小計		50名	3クラス	
	総計		100名	6クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 本学各コースの学期及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月から6月 (10週間)
- (2) 夏学期 7月から9月 (10週間)
- (3) 秋学期 10月から12月 (10週間)
- (4) 冬学期 1月から3月まで (10週間)

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 学期間休業

1. 春学期修了日の翌日から夏学期開始日の前日まで

2. 夏学期修了日の翌日から秋学期開始日の前日まで

3. 秋学期修了日の翌日から冬学期開始日の前日まで

4. 冬学期修了日の翌日から春学期開始日の前日まで

(5) ゴールデンウィーク休業（4月末から5月初のゴールデンウィーク期間）

(6) 夏季休業（8月上旬から8月中旬まで）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、次のとおりである。

(第一部) 9時00分～9時45分

9時55分～10時40分

10時50分～11時35分

11時45分～12時30分

(第二部) 13時30分～14時15分

14時25分～15時10分

15時20分～16時05分

16時15分～17時00分

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の各号のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース

授業科目	内容	授業時数等
初級 I II	日常生活で必要となる基本的な単語や文法についての知識を身につけ、日常生活における最低限のコミュニケーションがとれる。 日本語能力試験N4レベルの日本語能力の習得を目指す。	400時間 (20週)
中級	身近で一般的な話題からやや社会性のある話題について、	600時間

I II III	<ul style="list-style-type: none"> ・平易な表現で書かれた文章を読んで理解できる。 ・自然に近いスピードの会話を聞いて理解できる。 ・経験や考え・気持ちなどを場に応じた話し方で述べることができる。 日本語能力試験N3レベルの日本語能力の習得を目指す。	(30週)
上級 I II III	専門的、社会的な話題や抽象度の高い内容について、 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な表現で書かれた文章を読んで理解できる。 ・自然なスピードの会話や独話を聞いて理解できる。 ・考えや意見を根拠とともに順序だてて論理的に述べることができる。 日本語能力試験N2レベル以上の日本語能力の取得を目指す。	600時間 (30週)

(2) 進学1年6カ月コース

授業科目	内容	授業時数等
中級 I II III	身近で一般的な話題からやや社会性のある話題について、 <ul style="list-style-type: none"> ・平易な表現で書かれた文章を読んで理解できる。 ・自然に近いスピードの会話を聞いて理解できる。 ・経験や考え・気持ちなどを場に応じた話し方で述べることができる。 日本語能力試験N3レベルの日本語能力の習得を目指す。	600時間 (30週)
上級 I II III	専門的、社会的な話題や抽象度の高い内容について、 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な表現で書かれた文章を読んで理解できる。 ・自然なスピードの会話や独話を聞いて理解できる。 ・考えや意見を根拠とともに順序だてて論理的に述べることができる。 日本語能力試験N2レベル以上の日本語能力の取得を目指す。	600時間 (30週)

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、学期末試験（総合、漢字、文法、読解、聴解、会話）及び当該学期の作文または記述の提出物による成績を基に、出席状況、課題提出の状況を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 6名以上（うち専任3名以上）
- (4) 生活指導担当者 2名以上
- (5) 事務職員 2名以上（うち専任1名以上）

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 4 校長は、定期的に教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。
- 5 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。

6 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、生徒の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。

7 初任教師は一定期間の研修を受け、本学のクラス運営、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 在留資格留学により本学に入学する者の入学資格は、原則として、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
- (5) 日本語を150時間以上学習し、日本語能力試験N5程度以上の日本語能力がある者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって、90日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告及び退学の 2 種とする。
- 3 前項の訓告は最多で 2 回行うものとし、1 度目は教員、2 度目は校長が行う。
- 4 前 2 項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が不良な者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
 - (6) 日本の法令に反した者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 20 条 本学の生徒納付金は、以下のとおりとする。

コース名	進学 2 年コース		進学 1 年 6 か月コース	
	1 年目	2 年目	1 年目	2 年目
入学検定料	25,000 円		25,000 円	
入学金	60,000 円		60,000 円	
授業料	600,000 円	600,000 円	600,000 円	300,000 円
教材費	30,000 円	30,000 円	30,000 円	15,000 円
施設費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円
設備費	15,000 円	15,000 円	15,000 円	7,500 円
課外活動費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,000 円
保険料	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
健康管理費	5,000 円	5,000 円	5,000 円	2,500 円
計	785,000 円	700,000 円	785,000 円	350,000 円

(納入)

第 21 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、校長が授業料について延納あるいは分納を認める相当の理由があると認めた場合は、こ

の限りではない。

2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合は、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

4 授業料の延納についての手続及び延納を認める期間は、校長が別に定める。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 生徒納付金の返納については、生徒納付金等返納規程に基づくものとする。

第6章 雑 則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、年1回、所定の時期に実施する。

(健康保険加入)

第26条 在留資格留学を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(公欠)

第27条 生徒及び教職員の公欠、忌引きに関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第28条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。